

予防技術資格者章貸与式を行いました

令和5年4月18日（火）、予防技術資格者として認定された職員に対し、予防技術資格者章の貸与式を行いました。

予防技術資格者とは、建築物の複雑化、高度化に伴い、火災予防の推進を図ることを目的として、総務省消防庁が定める試験に合格し、かつ実務経験を有する火災予防に関して高度な知識と技術を持った職員のことであり、「防火査察」「消防用設備等」「危険物」の3資格区分があります。

今回、全ての資格を有する職員2名に金色、2区分の資格を有する職員5名に銀色の資格者章を貸与しました。

吉田卓司消防長は「自身及び同僚職員の予防技術の向上を図ると共に、立入検査等を通じて更なる火災予防の推進、強化に努めてほしい。」と激励を贈りました。

